

は し が き

本年も年末調整の時期がやってきました。会社などの給与の支払者は、毎月の給与や賞与の支払いの際に、所得税等の源泉徴収事務を行っています。その源泉徴収した税額の1年間の合計額は、その人が納めなければならない税額と通常一致しません。給与の支払者には、その年の最後の給与等の支払いの際にその不一致を精算することが義務づけられており、この手続きを「年末調整」と呼んでいます。

所得税は、申告納税制度との建前を取っていますが、実際にはサラリーマン（給与所得者）の大半は、確定申告をすることなく、この年末調整によって所得税等の納税が完結することになっており、年末調整事務はたいへん重要な手続きであり、しかも限られた時間の中で正確に処理しなければならないため、早めに準備することが肝要です。

最近では、大半の会社等で、年末調整を含めた給与計算をコンピュータで処理しているため単純な計算ミスは生じにくいかもしれませんが、コンピュータに入力する以前の各種控除等の算定が正確に行われていないと、当然ながら正しい年末調整の計算ができません。

本書では、年末調整事務の全くの初心者の方にも理解していただきやすいように、あえて特殊な論点等はカットして、必要最小限の項目に絞って説明しています。用紙の記入例や各種証明書の実際の様式を多く掲載するとともに、実際に計算、記入しながら読み進めていただけるよう工夫して、できるだけ易しくわかりやすくまとめてあります。

令和6年分は所得税の定額減税が実施されているため、年末調整計算の事務はより重要度が増しており、早めに準備する必要があります。

また、疑問に思われる点を解消していただくために、筆者が講師を務める年末調整セミナーで実際にお寄せいただいた質問について、PART 3としてQ&A形式を一般編と定額減税編に分けて解説しています。

本書が、少しでも年末調整の理解と正確な事務処理のお役に立つことができれば幸いです。

令和6年8月

税理士・社会保険労務士 安 田 大

PART 1 年末調整に必要な知識と心得

1. 所得税の基礎知識と源泉徴収義務 6
2. 年末調整とは何か、なぜ必要なのか 8
3. 年末調整を始める前に 11
4. 令和6年分改正点 14

PART 2 年末調整をやってみよう

- ▶ 1 年末調整の準備 20
 1. 源泉徴収簿の記載内容の確認と集計 20
 2. 申告書の配布、回収 33
- ▶ 2 各種控除についての確認～年末調整の第1関門～ 39
 1. 給与所得控除の適用と『所得金額調整控除申告書』の確認 39
 2. 『扶養控除等（異動）申告書』の確認 45
 3. 『基礎控除申告書』の確認 64
 4. 『配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書』の確認 69
 5. 『保険料控除申告書』の確認 82
 6. 『住宅借入金等特別控除申告書』の確認 100
- ▶ 3 税額の計算 ～年末調整の核心～ 110
 1. 差引課税所得金額 110
 2. 年調所得税額 110
 3. 定額減税による特別控除 111
 4. 年調年税額 113
 5. 精 算 113

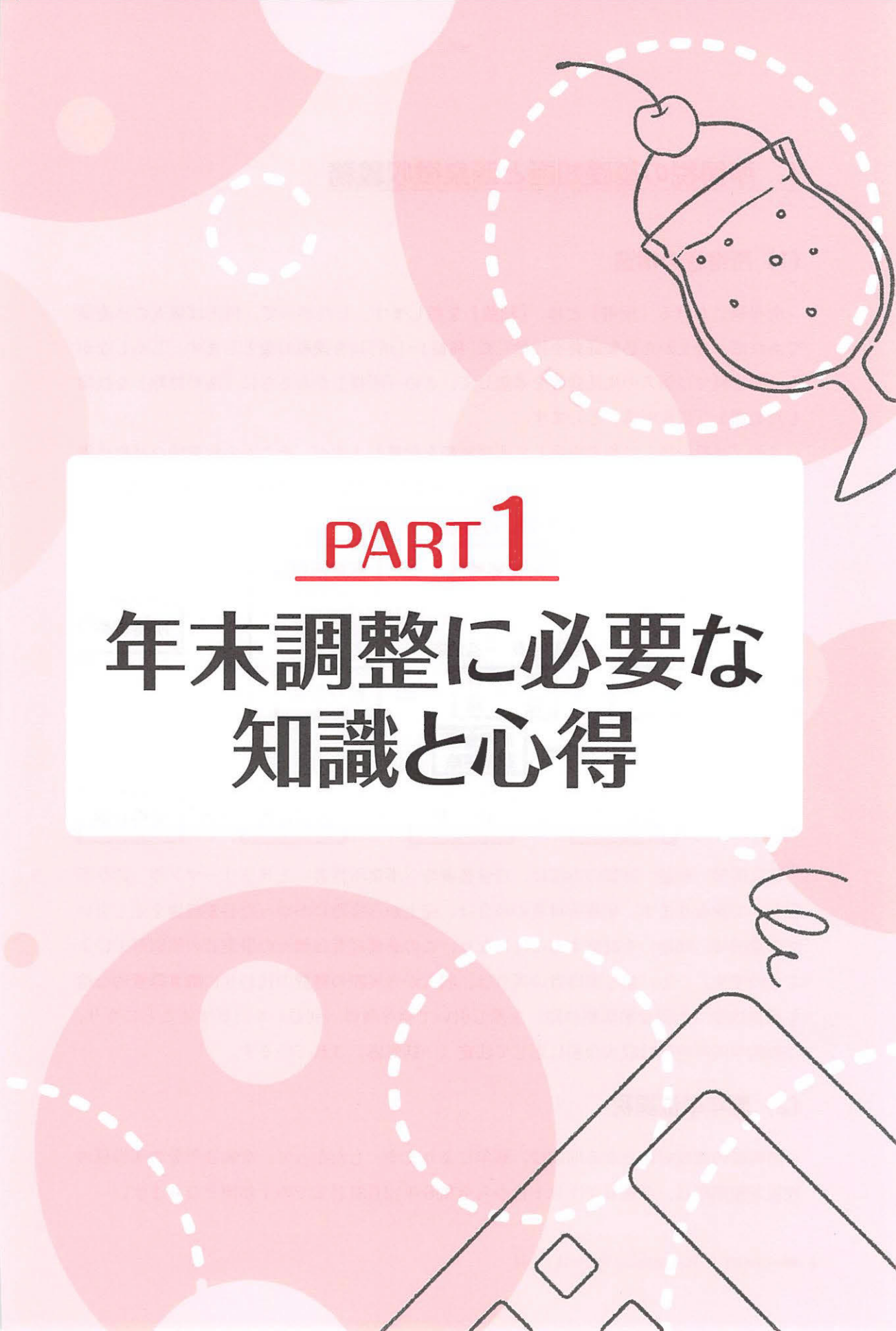
6. 年末調整のやり直し	118
▶ 4 源泉徴収票の作成 ～年末調整の総仕上げ～	119
1. 源泉徴収票（給与支払報告書）の作成	119
2. 源泉徴収票の提出範囲	127
3. 給与支払報告書の提出	129
▶ 参考 年末調整の電子化	130
1. 年末調整の電子化にあたって	130
2. 年末調整が電子化された場合の手順	130
3. 年末調整電子化の対象書類	130
4. 控除証明書等のデータの取得方法	131
5. マイナポータル連携	131
▶ 参考 簡易な申告書（扶養控除等申告書）	132
1. 簡易な申告書	132
2. 記載すべき事項の全てに異動がない場合	132
3. 年齢の変動により異動がある場合	133
4. 簡易な申告書の記載方法	133

PART 3 年末調整Q&A

1. 一般編	136
2. 定額減税編	143

<付 録>

令和6年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の 金額の表	148
令和6年分の年末調整のための所得税額の速算表	156
人的控除額一覧	157

The background is a light pink color with various abstract shapes, including solid and dashed circles. In the top right corner, there is a line drawing of a fruit, possibly a cherry or a small apple, with a stem and a small leaf. The fruit is enclosed in a dashed white circle. In the bottom right corner, there is a line drawing of a stylized mountain or hill with a small square on its slope. The overall style is minimalist and modern.

PART 1

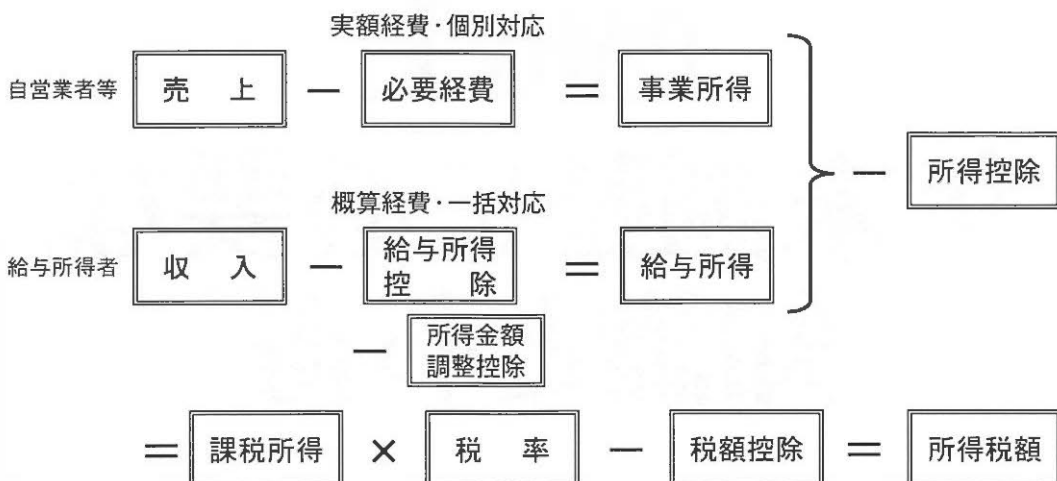
年末調整に必要な 知識と心得

1. 所得税の基礎知識と源泉徴収義務

(1) 所得税の構造

所得税における「所得」とは、「利益」を指します。したがって、例えば個人の小売業であれば、売上から必要経費を控除した「利益」＝「所得」を課税対象とします。しかしながら、所得税では個人の生活費等を考慮して、この「所得」からさらに「所得控除」を控除した金額を「課税所得」とします。

この「課税所得」に税率を乗じて所得税額を計算しますが、そこから政策的な減税措置としての「税額控除」（代表的なものは、いわゆる住宅ローン減税）をマイナスします。



特に所得（利益）計算の方法は、自営業者等（事業所得者）とサラリーマン等（給与所得者）で異なります。事業所得者の場合は、売上から実際にかかった必要経費を差し引いて事業所得（利益）を計算することになり、この必要経費は個々の事業者の個別対応によるものです。一方、給与所得者の場合は、収入から実際の経費の代わりに概算経費的な給与所得控除（所得金額調整控除）を差し引いて給与所得（利益）を計算することになり、この給与所得控除は収入金額に応じて法定（一括対応）されています。

(2) 暦年単位課税

所得税の課税対象となる期間は、暦年によります。したがって、令和6年分の所得税の課税対象期間は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間となります。

(3) 対象となる所得とは

所得税では、その性質等に応じて「所得」を10種類に分類して課税することとしていますが、年末調整の対象となるのは、10種類のうち「給与所得」ということになります。

給与所得とは、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう」と定義されています。



ワンポイント・アドバイス

所得税では、「収入」と「所得」を区別することが大切です。扶養控除の判定等、年末調整で重要となるのは、所得という概念です。

(4) 基本的用語の確認

①給与所得控除

給与所得については、事業所得等と異なり、原則として必要経費を実額で控除することとはしません。実額控除にかわる給与所得に対する概算経費的なものとして、収入金額に応じて法定されている金額を給与所得控除として収入金額から控除することとしています。

②所得金額調整控除

所得金額調整控除は給与所得控除の追加的控除で、概算経費的なものとして給与所得控除後の給与等の金額からさらに控除するものです。令和2年分から新設された控除で、給与所得控除の上限引下げによる子育て世代等の給与所得控除の減少を補填するものです。

③所得控除

所得控除とは、個人の生活費等を勘案し、所得から控除するもので15種類（このうち、年末調整で適用可能な所得控除は12種類）あります。

これは、所得の種類にかかわらず適用されるものです。

④税額控除

税額控除とは、さまざまな政策目的等から制度化されているもので、算定された所得

税額から控除（減税）するものです。

年末調整で適用可能な税額控除は、住宅借入金等特別控除のみです。

* 令和6年分については、定額減税による特別控除が実施されます。

⑤合計所得金額

所得金額の合計をいい、所得の種類がひとつしかない場合（例えば、給与所得のみの場合）には、その所得金額が合計所得金額となります。

「収入」ではなく、「所得」である点に注意する必要があります。

(5) 源泉徴収義務

所得税を源泉徴収して、国に納付する義務のある者を源泉徴収義務者といいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、株式会社や官公庁などの法人、個人だけでなく学校法人や人格のない社団であっても、源泉徴収義務者となります。

給与の場合、居住者に対し国内において給与の支払いをする者は、源泉徴収義務者となりますが、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与の支払いをする者は源泉徴収義務者から除かれています。

また、居住者に対し国内において給与の支払いをする源泉徴収義務者は、一定の要件に該当する者の年末調整を行う義務があります。

2. 年末調整とは何か、なぜ必要なのか

(1) 年末調整とは

毎月の給与や賞与から控除する源泉徴収税額は、あくまでも1年間の所得や各種控除の見積もりに基づいた概算額です。したがって、源泉徴収税額の1年間の合計額は、通常は正しい年税額と一致しません。そこで、確定した1年間の給与等の額や各種控除の額に基づいて計算された正しい年税額と、それまでに徴収してきた源泉徴収税額との差額を精算する必要が生じ、これを年末調整と呼んでいます。

(2) 年末調整の時期

年末調整は、原則としてその年の最後に支給する給与等で行います。通常は12月の給与

か冬の賞与のいずれか遅いほうになるでしょう。

なお、次のような場合には、それぞれの時期に年末調整をすることになります。

対 象 者	年末調整の時期
年途中で死亡退職した人	(死亡) 退職の時
著しい心身の障害のため退職した人で、本年中に再就職ができないと見込まれる人	退職の時
年途中で非居住者となった人	非居住者となった時
12月に支給されるべき給与等の支払いを受けた後に退職した人	退職の時
パートタイマーが退職した場合で、本年中に支払いを受ける給与の総額が103万円以下で、本年中に他の勤務先から給与の支払いを受ける見込みのない人	退職の時

(3) 年末調整の対象者

年末調整の対象者は、年の最後に給与等の支払いを受ける際に「扶養控除等（異動）申告書」を提出している人で、本年の給与等の総額が2,000万円以下の人です。

次のような人は、年末調整の対象になりませんので注意してください。

- ① 扶養控除等（異動）申告書を提出している人であっても、本年中に支払うことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人
- ② 災害により被害を受けて、災害減免法の適用を受けた人
- ③ 扶養控除等（異動）申告書を提出していない人（乙欄適用者）
- ④ 年途中で退職した人（死亡退職、著しい心身の障害のため退職した人で、本年中に再就職ができないと見込まれる人などを除きます）
- ⑤ 非居住者



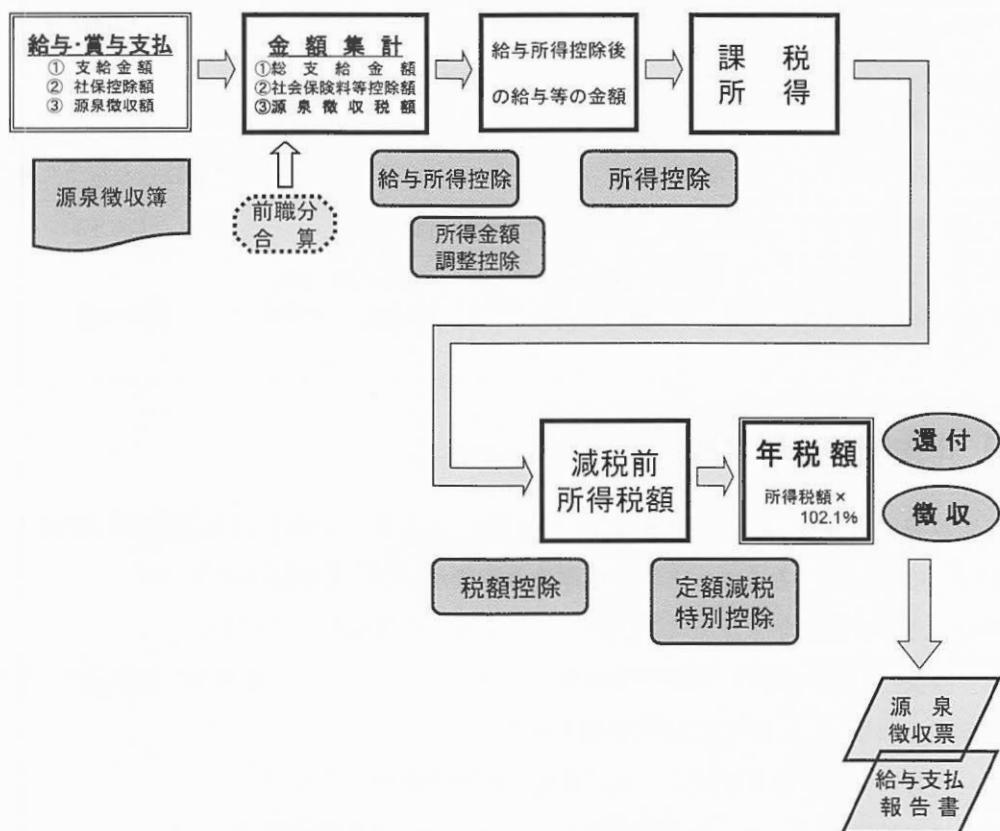
ワンポイント・アドバイス

各社員は、その年の最初に給与等の支払いを受ける日の前日までに、扶養控除等（異動）申告書に扶養親族等の状況を記載し、給与の支払者に提出しなければならないことになっています。

ただし、同時に2ヶ所以上から給与の支払いを受ける場合には、1ヶ所（主たる給与の支払者）にしか提出できませんので、注意する必要があります。

(4) 年末調整の実務の流れ

年末調整の実務の流れは図のとおりです。現在の作業が、どの時点のものか確認しながら進めていきましょう。



(5) 年末調整の実務スケジュールの再確認

年末調整のスケジュールは、会社の給料日（締日と支払日）、賞与の有無や支給日によって異なりますが、それぞれの会社におけるスケジュールを確認しておきましょう。

(6) 実務を滞りなく進めるコツ

年末調整の実務は、1年間の給与計算等の総仕上げです。毎月の給与計算や賞与計算が正しく行われており、資料が整理されていることが前提となります。

特に令和6年については、6月1日以後に支給する給与・賞与から定額減税による特別控除（月次控除）が行われているため注意が必要です。

次に、扶養控除等（異動）申告書、基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書、源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書、保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書を期限までに提出してもらうことが、年末調整をスムーズに進める大きなポイントとなります。

提出期限は、それぞれの会社等の12月の給与や賞与の支給日、年末調整対象者の人数等に応じて余裕をもって設定したいところです。

また、各社員にその記載方法を正しく理解してもらい、記載内容の精度を上げること、必要となる添付書類（各種の証明書等）を漏れなく添付してもらうことが大切です。

中途入社で前職のある社員（新卒の社員も含みます）の源泉徴収票の提出漏れは、年末調整を停滞させる原因となりますので注意してください。

3. 年末調整を始める前に

(1) 年末調整のスタートは源泉徴収簿

年末調整は、毎月の給与計算や賞与計算を前提としますが、これは源泉徴収簿にすでに記載されているはずです。その意味で、年末調整のスタートは「源泉徴収簿」ということができます。

(2) 年末調整のゴールは源泉徴収票

年末調整の計算は、源泉徴収簿上で行うことができます。これによって、1年分の正しい所得税額等が確定し、還付金額または徴収金額が計算されることになります。もちろん、手続的には個々人への還付または徴収を行う必要がありますが、年末調整の計算結果については、源泉徴収票（給与支払報告書）にまとめられます。

その意味で、年末調整のゴールは「源泉徴収票」ということができます。

所 属	職 名	住 所	氏 名	年 月 日	番 号	整理
区 分	月 支 給 日	給 支 給 金 額	社会保険料等 控除後の給与等 の金額	社会保険料等 の金額	年 末 調整 による不足額	差 引 徴 収 税 額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
計	①	②	③			
給 与						
手 当						
等						
計	④	⑤	⑥			

ここには、毎月の
給料の内容を記入
します。

ここには、賞与（ボーナス）
の内容を記入します。

令和6年分 給与所得に対する源泉徴収簿

ゴール

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受ける者		住所又は居所	(受給者番号)			
			(役職名)			
			氏 名		(フリガナ)	
種 別		支 払 金 額	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
		内 千 円	円		円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		障害者の数(本人を除く。)	
老人		特 定	老 人		その他	
有 延有		千 円	人 従人		人 従人	
			人 従人		人 従人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
内 千 円		円	円		円	
(概要)						
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新般入年金保険料の金額
		円	年 月 日	円	円	円
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除区分(1区目)	円	住宅借入金等特別控除区分(2区目)	円	住宅借入金等特別控除区分(3区目)
		円	年 月 日	円	円	円
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ)	氏 名	配属者の氏名	国民年金保険料の月額	旧長増損害保険料の金額
		氏 名	氏 名	基礎控除の額	円	所得金額調整控除額
控除対象扶養親族		(フリガナ)	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
1		氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
2		氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
3		氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
4		氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
未成年者		外 国 人	死 亡 通 報 者	英 害 者	乙 種	本人が障害者の特 別 そ の 他
成年者		年齢	性別	職業	ひとり親	勤 労 学 生
支 払 受 け 手		住所(居所)又は所在地	氏名又は名称			

基本的には源泉徴収簿の「年末調整」欄の数値等を転記することによって源泉徴収票を作成します。

4. 令和6年分改正点

【所得税の定額減税に係る特別控除】

(1) 特別控除

令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の人の年末調整においては、住宅借入金等特別控除後の所得税額から、住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に、定額減税による特別控除の額を控除します。控除しきれない場合に、年末調整において還付することはありません。

* 給与収入が2,000万円を超える者については、そもそも年末調整の対象ではありません。主たる給与の支払い者からの給与収入が2,000万円以下であっても、従たる給与や雑所得など他の所得があるため合計所得金額が2,000万円を超える者は、年末調整の対象となりますが、合計所得金額が1,805万円を超える場合は、定額減税による特別控除の適用はありません。

(2) 定額減税による特別控除額

本人分として3万円に同一生計配偶者・扶養親族（居住者に限定されます）1人について3万円を加算した金額となりますが、その者の所得税額が上限となります。

(3) 非源泉控除対象同一生計配偶者の把握

合計所得金額が900万円超である居住者の同一生計配偶者（非源泉控除対象同一生計配偶者）については、配偶者控除等申告書で把握可能な者（配偶者控除の対象者のうち源泉控除対象配偶者でない者）を除いて、新たに「年末調整に係る定額減税のための申告書」の提出を求めることとされており、それに基づいて年末調整において控除します。

(4) 16歳未満の扶養親族の把握

16歳未満の扶養親族については、扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」を参照（給与計算段階で、他の者の扶養親族として特別控除を受けていないことの確認をしたもの）する場合を除いて、新たに「年末調整に係る定額減税のための申告書」の提出を求めるこ

〈著者略歴〉

安田 大（やすだ だい）

慶應義塾大学経済学部卒業。1993年、税理士・社会保険労務士登録、開業。現在、あすか会計事務所代表。(有)シアトリカル代表取締役。元青山学院大学大学院非常勤講師。事務所経営の傍ら、書籍・雑誌の執筆や実務セミナー講師、社会福祉法人・公益財団法人の監事を務める。

令和6年版

これだけでOK 速攻！年末調整

令和6年9月10日 令和6年版発行



日本法令®

検印省略

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<https://www.horei.co.jp/>

著	者	安	田	大
発	行	者	青	木
編	集	者	岩	倉
印	刷	所	丸	井
製	本	所	国	宝

(営業) TEL 03-6858-6967

Eメール syuppan@horei.co.jp

(通販) TEL 03-6858-6966

Eメール book.order@horei.co.jp

(編集) FAX 03-6858-6957

Eメール tankoubon@horei.co.jp

(オンラインショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替えいたします。

・**JCOPY** 出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail:info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。